

二〇三五年度 大学院(博士後期課程) 入学試験問題

(文学研究科 日本史学専攻)

(科目名第2群 ④古典漢文(日本史学))

受験番号		氏名	
------	--	----	--

2025年2月24日(月)

外国語筆答試験 (日本史学専攻) (I / 4)

次の(一)～(四)の史料問題のうち二題を選び、各設問に答えなさい。(選択した番号を明記すること)

(一) 次の史料を読んで設問に答えなさい。

(A) 庚申。詔曰。(中略)是日。^①皇太子自内裏帰於東宮。即日戊時。出置乙訓寺。是後。太子不自飲食積十余日。遣宮内卿石川垣守等。駕船移送淡路。比至高瀬橋頭。已絶。載屍至淡路。葬云々。(後略)。

〔『日本紀略』延暦四年九月二十八日条〕

(B) 戊申。(中略)山背国部内諸寺浮図。經年稍久。破壞处多。詔遣使咸加修理焉。

〔『続日本紀』延暦十年四月十八日条〕

(C) 十二年四月丙子。制。自今以後。年分度者。非習漢音。勿令得度。

〔『類聚国史』卷一八七 佛道十四 延暦十二年四月二十八日条〕

(D) 七月辛亥。遣使於^②川原景阿阿寺講經。聖躬不予也。

〔『類聚国史』卷三四 帝五一四 大同五年七月十三日条〕

問一 史料(A)～(D)の全文を讀み下し文(漢字仮名交り文)にしなさい。

問二 傍線部①の人物と天皇との関係について、説明しなさい。

問三 史料(A)に至る歴史的事件の顛末とその背景について、説明しなさい。

問四 史料(B)について、その内容と歴史的背景について、説明しなさい。

問五 史料(D)は誰の不予に伴う誦経か。また、傍線部②の寺院との関係について、説明しなさい。

問六 史料(A)～(C)の時代における仏教政策について、説明しなさい。

二〇二五年度 大学院(博士後期課程) 入学試験問題

(文学研究科 日本史学専攻)

(科目名:第2群 ④古典漢文(日本史学))

受験番号		氏名	
------	--	----	--

2025年2月24日(月)

外国語筆答試験(日本史学専攻)(2/4)

(一) 次の史料を読んで設問に答えなさい。

【引用部分は削除しています】

(高野山文書)

- 問一 傍線部①を転記して、訓点を施しなさい。
- 問二 傍線部②を讀み下し文(漢字仮名交じり文)に改めなさい。
- 問三 傍線部③を、現代語訳しなさい。
- 問四 傍線部④を、現代語訳しなさい。

二〇二五年度 大学院(博士後期課程) 入学試験問題

(文学研究科 日本史学専攻)

(科目名第2群 ④古典漢文(日本史学))

受験番号		氏名	
------	--	----	--

2025年2月24日(月)

外国語筆記試験(日本史学専攻)(3/4)

(三) 次の史料を読んで設問に答えなさい。

【引用部分は削除しています】

(山内荘司文書「摂州多田銀銅山濫觴來歴申伝略記」)

※【出題者註】問塚(まぶら)：坑道

問一 傍線部①を読み下し文(漢字仮名交じり文)にしなさい。

問二 傍線部①を筆写し、返り点を付けなさい。

問三 傍線部②を読み下し、すべて平仮名で表記しなさい。

問四 右の史料に関連する(一)～(三)のうち、一つを選択し解答しなさい(選択した番号を最初に記すこと)。

- (一) 「紺青」について説明しなさい。
- (二) 狩野山楽、および狩野派について説明しなさい。
- (三) 戦国・織豊期から江戸初期にかけての金・銀・銅鉱山について説明しなさい。

二〇三年度 大学院(博士後期課程) 入学試験問題

(文学研究科 日本史学専攻)

(科目名:第2群 ④古典漢文(日本史学))

2025年2月24日(月)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

外国語筆答試験(日本史学専攻)(4/4)

(四) 次の史料を読んで設問に答えなさい。

(A) 諸国ノ高札是迄ノ分一切取除ケイタシ別紙ノ条々改テ掲示被仰付候自然風雨ノタメ字章等塗滅候節ハ速ニ調替可申事

① 但定三札ハ永年掲示被仰付候寛札ノ儀ハ時々ノ御布令ニ付追テ取除ノ御沙汰可有之尚御布令ノ儀有之候節ハ寛札ヲ以掲示不可被仰付候ニ付速ニ相掲儀寛ニ至ルマテ朝廷御沙汰筋ノ儀拝承候様可被相心得候事追テ王政御一新後掲示ニ相成候分ハ定三札ノ後ハ当分掲示不致置可申候事

三月

(別紙)

(中略)

第三札

定

一切支丹邪宗門ノ儀ハ堅ク御制禁タリ若不審ナル者有之ハ其筋之役所へ可申出御褒美可被下事

慶応四年三月

太政官

第四札

寛

② 今般王政御一新ニ付朝廷ノ御条理ヲ追ヒ外国御交際ノ儀被仰出諸事於朝廷直ニ御取扱被為成万国ノ公法ヲ以条約御履行被為在候ニ付テハ全国ノ人民散言ヲ奉戴シ心得違無之様被仰付候自今以後振リニ外国人ヲ殺害シ或ハ不心得ノ所業等イタシ候モノハ朝命ニ悖リ御国難ヲ醸成シ使而已ナラス一旦御交際被仰出候各国ニ対シ皇國ノ御威信ヲ不相立次第甚以不届至極ノ儀ニ付其罪ノ輕重ニ随ヒ士列ノモノト雖モ削士籍至当ノ典刑ニ被仰候条筋々奉朝命御リニ暴行ノ所業無之様被仰出候事

三月

太政官

(慶応四年三月一五日第一五八)

(B) ③ 先般御布令有之候切支丹邪宗門ハ年来固ク御制禁ニ有之候処其外邪宗門ノ儀モ總テ固ク被禁候ニ付テハ混淆イタシ心得違有之候テハ不宣候ニ付此度別紙之通被相改候条早々制札調替可有掲示候事

(別紙)

一切支丹邪宗門ノ儀ハ是迄御制禁之通固ク可相守事

一 邪宗門ノ儀ハ固ク禁止候事

慶応四年三月

太政官

(慶応四年閏四月四日第二七九)

問一 傍線部①を現代語訳しなさい。

問二 傍線部②を、名詞・熟字の他は平仮名を用いて、読み下し文(漢字仮名交じり文)に改めなさい。

問三 傍線部③を現代語訳しなさい。

問四 史料(B)は、史料(A)中の「第三札」の「定」を改正したものであるが、改正した意義とその後のキリスト教をめぐる政府の政策について、知るところを述べなさい。